

【中村税務署の確定申告会場は2月16日(金)開設】

中村税務署では、次の期間中、所得税・消費税・贈与税の申告会場を設置しております。

◆設置場所：中村税務署(所在地 四万十市中村新町4丁目4番地)

◆開設期間：2月16日(金)～3月15日(木)【土・日曜日を除く】

◆相談受付時間：午前8時30分～午後4時

- ・申告相談は、午前9時～午後5時まで行っていますが、申告書の作成などに時間を要しますので、申告会場には午後4時までにお越しください。
- ・税務署から送付された「確定申告のお知らせはがき」または「氏名などが印字された申告用紙」をお持ちの方は、税務署または市町村で申告相談を受けられる際には必ずご持参ください。
- ・期間中確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこともありますので、ご自宅で申告書が作成できる国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をぜひご利用ください。


マイナンバーの記載にご注意ください

所得税および贈与税の確定申告につきましては、平成28年分以降の申告書から、消費税の確定申告につきましては、平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書からマイナンバーの記載と本人確認書類(例1：マイナンバーカード、例2：通知カードと運転免許証など)の提示または写しの添付が必要となりますのでご注意ください。

また、郵送等による提出の際には本人確認書類の写しの添付をお願いします。



○お問い合わせ 中村税務署 ☎0880-35-2135

確定申告

便利な 申告書の作成は 国税庁ホームページの  「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税及び地方消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

作成した申告書等は・・・

 e-Tax データ送信 または  書面提出

詳しくは **国税庁** で **検索**

申告と納税は期限内に!

所得税及び復興特別所得税 贈与税	3月15日(木)	消費税及び地方消費税 (個人事業者)	4月2日(月)
---------------------	----------	-----------------------	---------